

高鍋・木城有機農業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高鍋・木城地域において環境に配慮した農業及び農産物の生産と品質の向上を図るため、有機JAS認証の取得を目的として有機農業に取り組む者に対し、予算の範囲内で高鍋・木城有機農業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、有機農業に取り組む農業者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高鍋町又は木城町内に居住する個人
- (2) 高鍋町又は木城町内に事業所を有する法人及び団体

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の対象経費及び補助率については別表に定めるものとする。ただし、国、県及びその他の団体等に本補助金と重複する補助金等の申請をしている場合は、その金額を除いた金額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第4条 この事業により補助金を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、高鍋・木城有機農業推進協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業費の詳細が分かる資料
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定書（様式第3号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 会長は、審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、速やかに補助金不交付決定書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(事業計画変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、事業内容の変更（軽微な変更は除く。）を行う場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請に対し、補助金の交付決定額を変更すべきものと認めたときは、補助金変更交付決定書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の申請に対し、補助金の交付額を変更することが不相当と認めるときは、補助金変更却下通知書（様式第7号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

4 軽微な変更とは事業費における変更が20%以内の範囲とする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その事業を完了した日から起算して30日以内に補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 講習会受講証明書（別表中1の申請を行う場合）
- (2) 有機JAS認証書（別表中2、3の申請を行う場合）
- (3) 事業に要した経費に係る領収書
- (4) その他会長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第8条 会長は、前条の実績報告の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて検査を行い、適正であると認めるときは、補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条に規定する通知をした後において交付する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、補助事業完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付（概算払）請求書（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 会長は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すべき相当の行為等があったと認めるとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第11条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、補助金の当該取り消し、又は変更した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の保存）

第12条 補助事業者は、補助事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、

これを事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補足)

第13条 この要綱の規定にかかわらず、法令の規定により特別の様式を用いる必要があるものにあつては、別に定められた様式によることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

補助対象経費		対象となるもの	補助率	補助上限額
1	講習受講料	有機JAS認証の申請に必要な講習会の受講に係る経費(旅費は除く)	県内機関 10/10	なし
			県外機関 5/10	
2	有機JAS認証取得料	有機JAS認証の初回の取得に係る費用	県内機関 10/10	10万円
			県外機関 5/10	5万円
3	有機JAS認証更新料	有機JAS認証継続に係る費用	県内機関 10/10	5万円
			県外機関 5/10	3万円

※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

※各補助対象経費内に有機農業協会等の会費又は会費相当分が含まれる場合は、その金額は補助対象外とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

高鍋・木城有機農業推進協議会 会長 殿

住所
氏名

補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金
- 2 補助事業の目的及び内容 別紙事業計画書のとおり
- 3 交付申請額 円
- 4 事業費

事業費	財源内訳			備考
	協議会 補助金	その他の 補助金	自己財源	

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

1 申請者に関する情報

フリガナ 申請者名	
	(法人の場合は代表者名)
住所	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

2 有機 J A S 認証維持計画

経営面積 (a)		認証済面積 (a)	
生產品目			
申請機関	機関名		
	所在地 (都道府県)		
認証取得 (予定) 日	年	月	日
認証更新日	年	月	日
次回更新時期	年	月	

3 申請内容

講習受講料 <input type="checkbox"/>	有機 J A S 認証取得料 <input type="checkbox"/>	有機 J A S 認証更新料 <input type="checkbox"/>
事業費	円	申請額
		円

様式第3号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

高鍋・木城有機農業推進協議会
会長

補助金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、高鍋・木城有機農業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

- 1 事業名 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金
- 2 交付金額 円
- 3 条件 高鍋・木城有機農業支援事業補助金交付要綱を順守するものとする

様式第4号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

高鍋・木城有機農業推進協議会
会長

補助金不交付決定書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり不交付とすることを決定したので、高鍋・木城有機農業支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

- 1 事業名 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金
- 2 交付金額 円
- 3 不交付決定理由

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

高鍋・木城有機農業推進協議会 会長 殿

住所
氏名

補助金変更交付申請書

次のとおり補助金の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金
- 2 補助金交付決定済額 円
- 3 変更額 円（増額・減額）
- 4 変更交付額 円
- 5 変更理由

6 事業費（変更前を下段に、変更後を上段に（ ）書きで記入）

事業費	財源内訳			備考
	協議会 補助金	その他の 補助金	自己財源	

様式第6号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

高鍋・木城有機農業推進協議会
会長

補助金変更交付決定書

年 月 日付けをもって交付決定をした下記の補助金については、事情の変更により次のとおり当該決定の額を変更したので、高鍋・木城有機農業支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 事業名 | 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 変更増減額 | 円（増額・減額） |
| 4 変更交付決定額 | 円 |

様式第7号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

高鍋・木城有機農業推進協議会
会長

補助金変更交付却下通知書

年 月 日付けをもって交付決定をした下記の補助金については、当該決定の額を変更しないことと決定したので、高鍋・木城有機農業支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

- 1 事業名 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 却下理由

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

高鍋・木城有機農業推進協議会 会長 殿

住所
氏名

補助金実績報告書

補助事業が完了しましたので、その実績を次のとおり報告します。

記

- 1 事業名 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金
- 2 決定年月日 年 月 日
及び番号 付け高・木有推協一
- 3 交付決定額 円
- 4 事業期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

5 事業費明細

経費の明細	金額	左の財源内訳		
		協議会補助金	その他の補助金	自己財源
合計				

様式第9号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

高鍋・木城有機農業推進協議会
会長

補助金確定通知書

年 月 日付けで交付決定をした 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金については、高鍋・木城有機農業支援事業補助金交付要綱第8条の規定によりその額を次のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第 10 号（第 9 条関係）

年 月 日

高鍋・木城有機農業推進協議会 会長 殿

住所
氏名

補助金交付（概算払）請求書

補助金を次のとおり（概算）請求します。

記

- 1 請求額 円
ただし、 年度高鍋・木城有機農業支援事業補助金
- 2 振込先金融機関名
金融機関名・支店名
口座種類 普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号
口座名義

様式第 11 号（第 10 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

高鍋・木城有機農業推進協議会
会長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定のあった 年度高鍋・木城有機農業
支援事業補助金については、高鍋・木城有機農業支援事業補助金交付要綱第 10 条の
規定により、その補助金の交付の決定の全部（一部）を取り消します。